

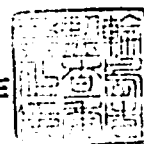


輪島市監査公表第 18 号

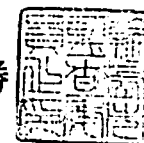
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年10月22日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年10月11日（木） 土木課、門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 前年度の定期監査における意見として取りあげた市政懇談会での要望等(除草)については、要望検討後に速やかな対応をしていることが伺われた。また、希望に応じられない事項についても、納得のいく説明を早急に行う等前向きな姿勢を市民に示すよう努力していただきたい。
- 除雪機械購入費(3台購入)については、除雪業務委託により民間の業者に貸与する契約内容であるが、高額備品である除雪機の管理保管や保守点検等に、十分に配慮し、より安全な冬期道路管理に努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし